

価格力で勝つ!

小規模事業者が 収益性を**最大**にする方法



日時 10/16 木

2025年 11/19 水

13:30 ▶ 16:00 参加無料

申込は上記QR または 当所ウェブ
サイトのセミナー掲載ページから

福岡商工会議所 セミナー

※セミナー掲載ページ内で日付やタイトル、
講師名で絞り込み検索をかけることができます



お申込はQRこちら!

物価が高騰する最中、価格転嫁を含め、商品・サービスの
「値決め」に悩む方は多いのではないのでしょうか?

このセミナーでは、小規模事業者にとって収益性を最大化し、
競争力を高めるための「鍵」となる価格戦略とそれに基づく
計画策定方法についてご紹介します。

皆様のご参加お待ちしております!

値決め

価格
転嫁



開催概要

対 象：市内の小規模事業者
会 場：BIZCOLI(電気ビル共創館)
福岡市中央区渡辺通2丁目1-82 3F
定 員：対面 20名
受講料：無料

◆セミナー内容◆

1. 自分に必要な売上目標を知る
2. 価格設定に必要な4つの視点
3. 値上げしても売上を下げないための取り組み
4. 事業の将来像を描く

講師紹介

様々な業種の経営支援、経営改善計画の作成及び実行支援などを行う。
多数の経営が悪化した支援先を最初の決算で黒字化する。創業支援や創
業資金調達も実績多数。

業務内容は、経営計画作成、計画の実行支援、営業・販売支援、中小企
業や商品のブランディング、社員教育、経営会議の進行、IT推進、新規
事業進出、人事制度構築、目標管理制度、資金調達、ホームページ作成、
資金調達、補助金申請などをサポートなど。

独立開業以来400回以上のセミナーに登壇し、福岡県及び佐賀県内各商
工会・商工会議所の登録専門家としても活躍。



林中小企業診断士事務所
代表 林 幸一郎 氏

主催：福岡商工会議所

福岡商工会議所 中小企業振興グループ

TEL：092-441-1146

E-mail：fkkeiei@fukunet.or.jp

※取得した個人情報は、本セミナー実施に関する事項及び当所からの情報提供・ご案内にのみ使用いたします。ご了承ください。

外国人材採用に向けた フォローアップセミナー

参加費
無料

～ “採用したい”を“採用できる”に変える90分～

ー 外国人材を採用したいが、何から始めればいいのかわからないー

そんな声が多く聞かれる中、地元企業が一步を踏み出すためのセミナーを開催します。
本セミナーでは、外国人材の受け入れに必要な準備や、採用におけるミスマッチの防止策、
育成体制の構築など、実践的なノウハウを専門家がわかりやすく解説します。

外国人材の採用に不安を感じている企業の皆さまにとって、
採用へのハードルを下げ、次のステップへ進むきっかけとなる内容です。
ぜひこの機会にご参加ください!!

日時 2025年11月26日(水) 14:00～15:30

会場 福岡商工会議所 5階 501会議室 (福岡市博多区博多駅前2-9-28)

内容 第1部 外国人材の受け入れ準備について

講師：九州大学 共創学部 准教授 留学派遣担当
博士 姜 益俊氏



第2部 外国人材の採用に関するノウハウについて

講師：マイナビ株式会社 就職情報事業本部
グローバル採用企画統括部 統括部長
豊嶋 恭平氏

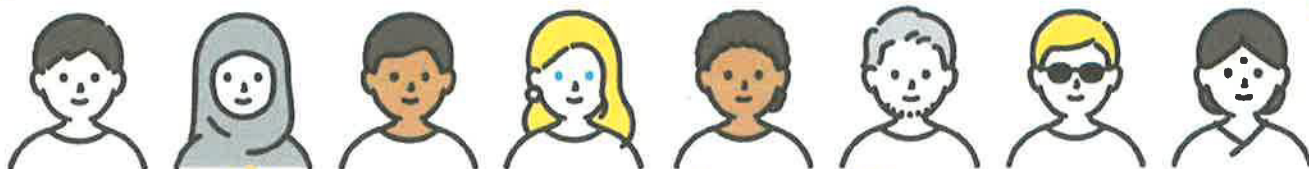


対象 外国人材の採用をご検討中の企業のご担当者様

参加費 無料 定員 30名(先着順) 申込締切 11月14日(金)

申込方法 下記アドレス又はQRコードからお申し込みください。

<https://www.fukunet.or.jp/fcci-events/event-2025-11-005/>



中小企業早期経営改善 賃上げ応援事業



中小企業の皆さまの
早期経営改善の取組みを
サポートします！！

こんなお悩みありませんか？

- ✓ コロナ関連融資の返済が本格化し、今後の資金繰りが心配
- ✓ 原材料の高騰や人手不足など、これからの経営に不安を抱えている
- ✓ 売上や利益が減少傾向にあり、経営を改善したい

早期の経営改善に向けて、簡易経営診断による自社の現状や経営課題の把握、課題解決に向けたアクションプランを織り込んだ経営改善計画書の策定支援を**無料**で行います。

経営改善計画を策定した中小企業の方は、県制度融資の中で最も低利な「緊急経済対策資金（経営改善支援）」に申込みことができます。

簡易経営診断

コーディネーターが簡易経営診断を実施し、自社の現状や経営上の課題を把握するお手伝いをします。

経営改善計画の 策定支援

中小企業診断士等の専門家を派遣し、課題解決に向けた経営改善計画の策定を支援します。

資金繰り支援

経営改善計画書の提出を要件とする低利な県制度融資「緊急経済対策資金（経営改善支援）」に申込みことができます。（※）



※本事業は支援を目的としたものです。融資とは別の制度であり、本事業の申込みにより融資を確約するものではありません。融資を希望される場合は、指定金融機関への別途申込と審査が必要です。

ご相談はいつでもお気軽にお電話ください。

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター

☎ 092-622-5432 ✉ keieikaizen@joho-fukuoka.or.jp

1 対象となる事業者

- ・福岡県内に事業所を有する企業
- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及び特定非営利活動法人
- ・早期経営改善に取り組む意欲のある中小企業者等

2 費用

無料

3 支援の流れ

1 申込み（メール、郵送、FAX）

まず初めに①の申請書に必要事項を記入して提出してください。その後、②を提出してください。

①早期経営改善・賃上げ応援事業申請書 ②直近3期分の決算書の写し

2 ヒアリング（電話またはWEB会議ツール等）

当センターのコーディネーターが状況や課題をお聞きします。

3 簡易経営診断の実施

コーディネーターが決算書やヒアリング等をもとに簡易経営診断を実施し、自社の現状や経営課題を把握するお手伝いをします。簡易経営診断の結果は作成した診断結果をもとに、コーディネーターが直接ご説明します。

※経営改善計画の策定支援が不要な場合は、簡易経営診断結果のご説明をもって終了となります。

4 経営改善計画の策定支援（専門家派遣）

簡易経営診断の結果、経営改善計画の策定が必要な場合は、専門家を派遣し、経営改善計画の策定を支援します。

①専門家とのマッチング

申込者、専門家、コーディネーターで顔合わせ後、ヒアリング等をもとに専門家が支援計画書を作成します。

②派遣の実施

専門家が支援計画書に基づき、経営改善計画書の策定を支援します。

③アンケートの提出

支援終了後は、アンケートを提出してください。



※県制度融資には、経営改善計画策定後にご自身で申し込みをしていただく必要があります。

【参考】県制度融資 緊急経済対策資金（経営改善支援）

| | | |
|-------|------------------------|-----------------------|
| 金利 | 1.10% | （通常より0.2%引下げ） |
| 保証料率 | 0.25%～1.47% | （通常より約0.2%引下げ） |
| 融資限度額 | 1億円 | |
| 融資期間 | 運転資金5年間、設備資金7年間（据置1年間） | ※保証付融資の借換は10年間（据置1年間） |
| 資金用途 | 運転資金、設備資金 | |
| 担保 | 必要に応じて徴求 | |
| 申込先 | 取扱金融機関、商工会議所、商工会等 | |

詳細は福岡県ホームページにてご確認ください。

【県制度融資に関するお問合せ先】

福岡県商工部中小企業振興課

☎ 092-643-3424



福岡県 制度融資



お問合せ・申し込み先

公益財団法人 福岡県中小企業振興センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階

☎ 092-622-5432 ✉ keieikaizen@joho-fukuoka.or.jp

<https://www.joho-fukuoka.or.jp/index.html>

福岡県 中小企業



事前予約制
(相談時間50分)

福岡商工会議所の無料経営相談窓口

秘密厳守

相談窓口の
ご利用の前に
チェック！

- 原則として、福岡市内で事業を行っている方、創業を予定されている方であれば、法人・個人事業主を問わずご利用いただけます。
※ 記帳相談窓口につきまして、法人の方は対象外となります。
- 相談内容に関する資料などございましたら、可能な限りご用意ください。

(R7.6.2現在)

| ご相談の内容 | 相談員 | 開設日 | 開設時間 (休前:12時~13時) | 場所 | 予約電話番号 お問い合わせ |
|--------------------------------------|-------------------------------|----------------|---------------------------|--|----------------------------|
| ◆経営相談窓口◆ | | | | | |
| 公的融資、補助金、経営全般 | 当所経営指導員 | 月~金曜日 | 9:00~17:00 | 東部、中央 南部、西部 各オフィス | |
| 米国自動車関税措置等 | | | | | |
| ◆記帳相談窓口◆ | | | | | |
| 記帳 | 当所記帳指導職員 | 月~金曜日 | 9:00~17:00 | | |
| ◆経営力強化 特別相談◆ | | | | | |
| 経営戦略、事業承継 | 中小企業診断士 | 第1・第3水曜日 | 10:00~16:00 | 中小企業経営支援部 【東部オフィス、中央オフィス】 092-441-2161 (東区、博多区、中央区) | |
| 資金繰り、収益改善 | 経営コンサルタント | 第2・第4金曜日 | 10:00~16:00 | | |
| ◆課題別 専門相談◆ | | | | | |
| 経営全般 (創業、経営革新等) | 中小企業診断士 | 月~金曜日 | 9:30~17:00 (一部10時~16時) | 会議所ビル 2階 | |
| 販路開拓・拡大 | 経営コンサルタント | 毎月1回 (不定期) | 10:00~16:00 | | |
| 税務・財務 | 税 理 士 | 毎週火曜日 | 9:30~17:00 | | |
| | | 第3水曜日 | 10:00~16:00 | | |
| 雇用・労務 (雇用主側の相談) | 社会保険労務士 | 毎週木曜日 | 9:30~17:00 | | |
| | | 第2月曜日 | 10:00~16:00 | | |
| 人材採用・定着 | キャリアコンサルタント | 第1・第3木曜日 | 10:00~16:00 | | |
| デジタル化 (IT入門・ホームページ作成) | ITインストラクター | 第1金曜日 | 10:00~16:00 | | |
| デジタル化 (Web・SNS集客、SEO対策) | SEO・SEMコンサルタント 集客方法コンサルタント | 毎週水曜日 第3金曜日 | 10:00~16:00 | | |
| デジタル化 (業務改善・IT導入等) | YOKA-DIGI ITコンサルタント | 第2・第4木曜日 | 10:00~16:00 | | |
| 法律 (事業に関する相談) | 弁 護 士 | 毎週金曜日 | 10:00~16:00 | 会議所ビル2階 ※南部オフィス (第2週のみ) | |
| 事業承継 | 福岡県事業承継・引継ぎ支援センター 担当者 | 第3水曜日 | 13:00~17:00 | 南部オフィス | |
| ◆日本政策金融公庫 出張相談窓口◆ | | | | | |
| 融資・創業資金等 | 日本政策金融公庫 | 第1・第3水曜日 | 13:00~16:00 | 会議所ビル2階 | |
| | | 第1・第3木曜日 | 13:00~16:00 | 西部オフィス | |
| | | 第2・第4水曜日 | 13:00~17:00 | 南部オフィス | |
| ◆取引適正化推進相談◆ (福岡県よろず支援拠点と共同設置) | | | | | |
| 取引適正化 | 福岡県よろず支援拠点専門家 | 第2・第4水曜日 | 10:00~16:00 | 会議所ビル2階 | 福岡県よろず支援拠点 092-622-7809 |

上記のほか、相談内容に応じ以下の専門機関をご案内いたします。

■福岡県中小企業活性化協議会 (収益力改善、事業再生、再チャレンジ) ☎092-441-1221 ■福岡県事業承継・引継ぎ支援センター (M&A、親族承継等) ☎092-441-6922

＜福岡市 特定創業支援等事業(スタンブリー)について＞

当所及び福岡市の経営相談窓口(会議所ビル2階)において、福岡市 特定創業支援等事業(スタンブリー)の相談助言を受けることができます。

※上記開設日は変更になる場合がございますので、各問合せ先にお問い合わせください。

各オフィスへのアクセス

- ◇ 東部オフィス (東・博多・中央区担当)
- ◇ 南部オフィス (南区担当)
- ◇ 西部オフィス (城南・早良・西区担当)

- ：博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル2F
- ：南区大橋2-1-1 大橋花村ビル2階
- ：早良区西新1-10-27 西新プライムビル4F

相談窓口 ホームページ



申請のポイントを押さえて、早めに準備！ 持続化補助金活用ガイド

10月3日から「小規模事業者持続化補助金（一般型・創業型）」の申請受付が始まります。小規模事業者の販路開拓や生産性向上を支援する本補助金について、制度概要から申請の流れ、採択率を高める計画書策定のポイントまで、申請まで時間がある今だから知っておきたい情報をご紹介します。

※本誌面は、8月25日時点の以下情報をもとに作成しており、今後変更となる可能性がございます。
 ・商工会議所地区小規模事業者持続化補助金<一般型・通常枠>ホームページ (<https://r6.jizokukahojokin.info/>)
 ・小規模事業者持続化補助金<創業型>ホームページ (<https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>)

持続化補助金とは？

小規模事業者持続化補助金（＝持続化補助金）は、**小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で**行なう販路開拓や生産性向上の取組みを支援する制度です。



■補助率や補助上限は？

採択されると、補助率や補助上限に基づき、必要な経費の一部が補助されます。「インボイス特例」や「賃金引上げ特例」という条件付きの上乗せ制度を利用すると、補助上限が**最高250万円**に引き上げられます。

| <補助率と補助上限> | 一般型 | 創業型 |
|--------------------|----------|---------|
| 補助率 | 2/3* | 2/3 |
| 補助上限 | 50万円 | 200万円 |
| インボイス特例 | 50万円上乗せ | 50万円上乗せ |
| 賃金引上げ特例 | 150万円上乗せ | |
| 上記の特例の要件をともに満たす事業者 | 200万円上乗せ | |

※賃金引上げ特例のうち赤字事業者は補助率3/4



補助金と助成金は 何が違う？

補助金は、新規事業や設備投資などの挑戦を支援する制度です。一方、助成金は、働き方の改善や人材育成など労働環境をよくする取組みを支援する制度です。

助成金は申請要件を満たせば支給されるものが多いですが、**補助金は要件を満たした方が全て補助されるわけではありません。申請内容を審査し、評価の高い順に採択者が決まります。**

持続化補助金Q&A ～よくある質問をまとめました～

補助金の対象者は？

小規模事業者（以下に該当する法人・個人事業主・特定非営利活動法人）が対象です。

- 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）……………常時使用する従業員の数 5人以下
- サービス業のうち宿泊業・娯楽業……………常時使用する従業員の数 20人以下
- 製造業その他……………常時使用する従業員の数 20人以下

「一般型」と「創業型」の主な違いは？

特定創業支援等事業とは



創業型は、**創業後3年以内**の小規模事業者が対象です。また申請には、産業競争力強化法に基づく認定市区町村（福岡市）等が実施する「**特定創業支援等事業**」による支援を受けている必要があります。

補助金が交付（入金）されるまでの流れは？

申請から交付（入金）までの大まかな流れは以下のとおりです。**採択後すぐに補助金が支払われるわけではありません**。所定の手続きに沿って申請を行い、採択され交付が決定したら補助事業を実施、最後に補助金事務局に実績報告書を提出して内容に問題がなければ交付されます。**補助事業に必要な資金は事前に準備する必要があります**。



※上記スケジュールは8月25日現在の公募要領をもとに作成しており、今後変更となる可能性があります。

どんな経費が補助対象になる？

以下経費が対象となります。内容によっては対象とならない場合がありますので、詳細は公募要領をご確認ください。



機械装置等費
補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入等



広報費
サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等



ウェブサイト関連費
ウェブサイトやECサイト等の開発、構築、更新、改修、運用に係る経費（ウェブサイト関連費のみの申請は不可）



展示会等出展費
展示会・商談会の出展料等（オンラインによる展示会・商談会等を含む）



旅費
販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等を行うための旅費



新商品開発費
新商品の試作品開発等に伴う経費や新たな包装パッケージに係るデザイン費用



借料
機器・設備等のリース・レンタル料



パソコンの購入は補助対象になる？



パソコンや自転車、家電製品等の汎用性が高く目的外使用になりえるものは補助対象外です。




採択率を上げるためのポイントは？

直近の持続化補助金（一般型・第16回分）の採択率は37.2%となっています。
 審査は公募要領の「審査の観点」に基づき行われます。より評価の高い順に採択されるため、**審査基準を意識した「経営計画・補助事業計画（様式2、様式3）」を策定し加点を狙うことが重要です。**また、政策的観点から付与される加点項目も公募要領で確認しましょう。


(様式2)

<経営計画>

| |
|----------------------------|
| 1. 企業概要 |
| 2. 顧客ニーズと市場の動向 |
| 3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強みや弱み |
| 4. 経営方針・目標と今後のプラン |

 **自社の経営状況分析の妥当性**

- 自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みや弱みも適切に把握しているか。

 **経営方針・目標と今後のプランの適切性**

「経営方針・目標と今後のプラン」は、


- 自社の強みや弱みを踏まえているか。
- 対象とする市場(商圏)や顧客ニーズを捉えたものとなっているか。

(様式2)

<補助事業計画>

I. 補助事業の内容

| |
|----------------------|
| 1. 補助事業で行う事業名 |
| 2. 販路開拓等（生産性向上）の取組内容 |
| 3. 業務効率化（生産性向上）の取組内容 |
| 4. 補助事業の効果 |

 **補助事業計画の有効性**

「補助事業計画」は、

- 具体的で、当該小規模事業者にとって**実現可能性が高いもの**となっているか。
- 販路開拓を目指すものとして、経営計画の**今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なもの**か。
- 技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって、**新たな価値を生み出す商品・サービス、又はそれらの提供方法を有する取組み等**が見られるか。
- デジタル技術を有効的に活用する取組み**が見られるか。

(様式3)


<補助事業計画>

II. 経費明細表

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

III. 資金調達方法

| | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |

 **積算の透明・適切性**

- 補助事業計画に合致した**事業実施に必要なもの**となっているか。
- 事業費の計上・積算が正確・明確で、真に必要な金額が計上**されているか。

※掲載している計画書はイメージです。
 一般型では電子申請システム上に計画書の内容を直接入力します。

さっそく申請スケジュールをチェック!早めに計画策定を!

STEP
01

■公募要領の確認および必要書類の入手

持続化補助金ホームページで公募要領で申請に必要な情報をチェック。
必要書類をダウンロードしましょう。



申請には「GビズIDプライム」もしくは「GビズIDメンバー」のアカウントが必要です。未取得の方は先に利用登録をしましょう。

登録はコチラ



「創業型」の申請に必要な特定創業支援等事業による支援を受ける場合、**福岡市では創業に必要な知識(経営・財務・販路拡大・人材育成)について専門家から指導を受ける** 必要があり、受講に最低1カ月、その後の証明書発行に概ね1週間かかります。余裕をもって受講・発行申請を行ってください。

詳細はコチラ



STEP
02

■事業計画の策定(様式の作成、電子申請システムへの入力)

公募要領に記載されている「審査の観点」を参考に、事業計画を策定しましょう。



■経営指導員と計画書をブラッシュアップ!

当所相談窓口にて、経営指導員のアドバイスを受けることができます。
締切間近は窓口の混雑が予想され、お受けできかねる場合もあります。
ご希望の方はお早めのご予約をお勧めします。



事前
予約制

| | | | |
|--------------|---|---------------|------------------|
| 東区・博多区・中央区の方 | ▶ | 東部オフィス・中央オフィス | TEL:092-441-2161 |
| 南区の方 | ▶ | 南部オフィス | TEL:092-562-4117 |
| 城南区・早良区・西区の方 | ▶ | 西部オフィス | TEL:092-831-4151 |

STEP
03

■商工会議所へ事業支援計画書(様式4)の発行依頼

公募開始(10月3日)以降に、当所ホームページ「様式4発行依頼フォーム」から必要書類一式をご提出ください。詳細が決まり次第、当所ホームページに掲載いたします。

11/18
17時締切

STEP
04

■当所から事業支援計画書(様式4)を交付

当所による確認完了後、様式4をメール(PDF)にて交付いたします。

STEP
05

■持続化補助金事務局へ書類を提出(電子申請のみ)

補助金事務局へ必要な書類一式を電子申請にてご提出ください。
郵送での申請は一切受け付けされません。

11/28
17時締切

まずは公募要領をチェック! 補助金に関するご相談は当所担当職員が各オフィスにお問い合わせください。

※当所相談窓口では、補助金申請書のブラッシュアップを中心に支援しており、申請書の作成代行は行っておりません。予めご了承ください。

お問い合わせ / (東区・博多区・中央区の方) 東部オフィス・中央オフィス TEL:092-441-2161
(南区の方) 南部オフィス TEL:092-562-4117
(城南区・早良区・西区の方) 西部オフィス TEL:092-831-4151